3　前項の時価は、金融商品（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。）にあっては、計算を行う日において、市場参加者（財務諸表等規則第八条第六十四項に規定する市場参加者をいう。）間で秩序ある取引が行われるとした場合におけるその取引に当たって、組合が受け取ると見込まれる対価の額又は取引の相手方に交付すると見込まれる対価の額とする。

4　投資に係る資産は、組合契約に定めるところにより評価しなければならない。

（余裕金）

第十二条　余裕金は、現金及び預金その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。　（新設）

（その他資産）

第十三条　その他資産は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。　（新設）

（負債の部）

第十四条　負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2　前項の各部は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。　（新設）

（出資金の部）

第十五条　出資金の部は、受入出資金、繰越損益、当期純損益及び分配金累計額の各部に区分しなければならない。

2　出資金の部の合計額には、期末未実現損益を内書きしなければならない。　（新設）

（受入出資金）

第十六条　受入出資金は、組合員から組合に対して払い込まれた金額を記載しなければならない。

2　分割払込（組合員から組合に対して出資金を分割して払い込まれることをいう。）に係る受入出資金の契約の総額は注記しなければならない。　（新設）

第三節　損益計算書

（区分）

第十七条　損益計算書は、投資損益、その他損益及び未実現損益の項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。　（新設）

（投資損益）

第十八条　投資損益は、投資収益及び投資原価に区分し、各項目の差額を投資利益又は投資損失として記載しなければならない。ただし、投資売却損益を純額で表示することも妨げない。　（新設）

（その他損益）

第十九条　その他損益は、投資損益及び未実現損益以外の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。　（新設）

（未実現損益）

第二十条　未実現損益は、期首未実現損益及び期末未実現損益を記載し、各項目の差額を未実現損益調整額として記載しなければならない。　（新設）

（当期純損益）

第二十一条　第十八条の投資利益又は投資損失の額に、第十九条の収益の合計額と費用の合計額を加減した額は、未実現損益調整前当期純損益として記載し、当該未実現損益調整前当期純損益に、前条の未実現損益調整額を加減した額は、当期純利益又は当期純損失として記載しなければならない。　（新設）

（分配）

第二十二条　法第十条第一項に規定する組合財産の分配の対象となる純資産額は、未実現利益を除くものとする。

2　前項の未実現利益の額は注記しなければならない。

3　株式等の組合財産を分配するときは、その会計処理の方法について注記しなければならない。　（新設）